Deloitte.
デロイト トーマツ

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

FATCA ポータルへのログインに係る最新情報

デロイト トーマツ税理士法人　米国税務サービス

2024 年 7 月 23 日号

2024 年 7 月 15 日、米国内国歳入庁 （Internal Revenue Service：以下「IRS」）は、FATCA 登録システム（FATCA ポータル）へのログイン方法を新しいログイン承認プロセスに移行したことを公表した。2024 年 6 月 27 日号の「QI・FATCA・CRS 最新情報」にて提供した情報と一部重複するが、ここでは、その公表内容に加えて、注意点、そして金融機関の留意点について記す。

1. FATCA ポータルログイン方法の変更

- FATCA 登録システム（FATCA ポータル）において、ログインを新しいログイン承認プロセスに移行した。全てのユーザーが IRS のクレデンシャル・サービス・プロバイダー（クレデンシャル情報（ユーザーの認証に使う情報）を保護しセキュアな接続を実現するための認証技術を提供する事業者）である Login.gov 又は ID.me いずれかを使用して FATCA ポータルへログインすることが義務付けられる。したがって、新しいログイン承認プロセスとして、FATCA ポータルにログインするために以下のいずれかのアカウントを作成することが求められる。
  - ✓ Login.gov – 米国政府が創設・維持管理・保護する認証サービス
  - ✓ ID.me – 技術プロバイダーが創設・維持管理・保護する認証サービス
- 上記いずれかのアカウントがない場合、FATCA ポータルにアクセスできなくなる。
- 上記いずれかのアカウントは、金融機関の以下の担当者毎にて作成する必要がある。
  - ✓ FATCA 制度: FATCA の責任者（Responsible Officer：以下「RO」）及び POC（Point of Contact：以下「POC」）
  - ✓ QI（Qualified Intermediary：適格仲介人）制度: QI の責任者及び POC
- 既に上記いずれかのアカウントを保有している金融機関は、新たにアカウントを作成する必要はないが、当該ログイン承認プロセスを経て FATCA ポータルにログインするためには、FATCA ポータルにて登録されている RO 又は POC の email アドレスが上記いずれかのアカウントに紐付けられていなければならない。
- 現状上記いずれかのアカウントを保有していない金融機関は、FATCA の RO 及び POC それぞれにおいて、新たにアカウントを作成する必要があるが、アカウント作成時に登録する email アドレスが、FATCA ポータルにて登録されている RO 又は POC の email アドレスと合致しなければならない。
- 金融機関の FATCA ポータル上で表示される FATCA ID をもとに、RO 及び POC の上記いずれかのアカウントと金融機関の FATCA ポータルを紐付けることにより、今後 FATCA ポータルにアクセスができるようになる。
- Login.gov に関する詳しい質問及びサポートについては、Help | Login.gov（IRS ウェブサイト（英語））を参照されたい。

- ID.me に関する詳しい質問及びサポートについては、Verifying for the Internal Revenue Service and ID.me（ID.me HELP CENTER ウェブサイト（英語））を参照されたい。

2. Login.gov 又は ID.me の選択に係る注意点

米国政府が創設・維持管理・保護する認証サービス（login.gov）若しくは技術プロバイダーが創設・維持管理・保護する認証サービス（ID.me ）のいずれかのアカウント作成を行う上で、以下の事前注意点を把握した上で、使用するサービスをいずれにするか決定する必要がある。

(1) Login.gov

- 氏名の登録をしなくてもアカウントが作成可能であり、アカウントの削除及び登録が即日反映されるため、email アドレス及びアカウントの氏名の変更を行いやすい。
- 上記理由のため、個人の email アドレスに限らず、グループアドレスでも運用可能と考えられる。
- 例えば、バックアップコードがアカウント登録時に発行され、ログインの際には MFA 認証（multi-factor authentication）してテキストメッセージを受信する代わりに発行済みのバックアップコードを入力する方法がある。
- バックアップコードは一度に 10 個生成され、一度のログインにつき 1 個使用し、次回以降同じコードは使用できない。バックアップコードを全て使い切ると、新たなバックアップコードのリストが作成される。認証時にスマートフォンが不要であり、データとして保管可能なため複数人がアクセスする環境では運用しやすいが、以下の点に留意が必要。
  - ✓ テキストメッセージ等による MFA 認証と比較するとセキュリティレベルが低下する
  - ✓ 未使用／使用済みのコードをログインする度に管理する必要が生じる

(2) ID.me

- 1 つの email アドレスで 1 人分のアカウントのみ登録可能。すなわち、一度アカウント登録を行うと、以後同一の email アドレスを使用して新たなアカウントの作成はできない。また、一度登録すると、原則として氏名の変更は不可。
- 担当者が変更となる可能性のあるグループアドレスではなく、個人の email アドレスで登録を行うことを推奨。
- 登録済みの情報から名字が変更になった場合には、パスポートや英語表記された運転免許証を ID.me に提示し、登録内容の変更を依頼する手続が必要となる。
- ログイン時には ID 及びパスワードに加えて新たに MFA 認証も必須となっているため、アカウント登録を行う場合の例として、テキストメッセージを受信可能なスマートフォンの電話番号の登録が必要となる。

3. 金融機関の留意点

- Login.gov 又は ID.me のいずれかのアカウントがない場合、FATCA ポータルにアクセスできなくなることから、金融機関は、いずれのアカウントを作成するか早い段階で決定し、アカウント作成を行う必要がある。
- QI である場合、Login.gov 又は ID.me いずれかのアカウントを保有されているとの認識である。QI であり、FATCA 上の FFI として登録をしている金融機関は、FATCA ポータルとの紐付けを行う必要がある。
  - ✓ QI 責任者及び POC が FATCA の RO 及び POC と合致している場合：Login.gov 又は ID.me いずれかの新規アカウント作成を行う必要はないが、既存アカウントにて FATCA ポータルとの紐付けが必要
  - ✓ QI 責任者及び POC が FATCA の RO 及び POC と合致していない場合：まず、Login.gov 又は ID.me いずれかの新規アカウントを FATCA の RO 及び POC それぞれにより作成することが必要。また、上記同様、FATCA ポータルとの紐付けが必要
- QI ではない FFI の場合、FATCA ポータルにアクセスするためには、いずれかのアカウントを FATCA の RO 及び POC それぞれにて作成し、FATCA ポータルとの紐付けを行う必要がある。
- 新しいログイン承認プロセスでは事前に登録された email アドレスを使用した多要素承認が導入されている。担当者の異動等により登録済みの email アドレスが古いものである場合、新しい担当者が FATCA ポータルにアクセスできなくなることから、担当者変更の手順には注意を図ると共に、常日頃から、RO 及び POC の情報は最新のものにアップデートしておく必要がある。

- IRS にて公表されている FATCA ポータルに係る FAQ のウェブサイトには、外部ウェブサイトを参照する Login.gov 及び ID.me のアカウント作成及びアクセス方法に係るリンクが追加されている。また、幾つかの FAQ も 2024 年 7 月 12 日付に更新されているため、併せて確認いただきたい。

  Frequently Asked Questions (FAQs) - FATCA Registration System（IRS ウェブサイト（英語））

おわりに

Login.gov 又は ID.me のアカウントを保有されていない FFI である金融機関は、いずれを使用するか検討いただくことになるが、IRS からの通知の受信の見逃しや対応の遅れなどの回避を目的としてグループアドレスを登録されている場合、そして、複数人が FATCA ポータルアカウントを管理している場合の利便性から、大半の場合は login.gov を選択されるのではないかと考えられる。

現在、デロイト トーマツ税理士法人では、Login.gov 及び ID.me の各種手順書を準備中であり、当方と FATCA 基本契約を締結いただいているお客様には当該手順書の案内を近日中に予定している。FATCA 報告契約や FATCA 検証・宣誓等の FATCA 関連サービスのみを締結されている金融機関のうち、当該手順書を希望される場合には、各デロイト トーマツ担当者へご連絡いただきたい。

なお、当方では、QI, FATCA, CRS、及び米国税務に関して、専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容の他、制度内容・法令等でご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター
過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。
www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田　幸作	kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉　奈緒子	naoko.akiba@tohmatsu.co.jp
マネジャー	高島　憲一	kenichi.takashima@tohmatsu.co.jp
マネジャー	榎本　純子	junko1.enomoto@tohmatsu.co.jp
マネジャー	渡邊　美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsu.co.jp
マネジャー	森本　祐佳里	yukari.morimoto@tohmatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800（代）	
Email	tax.cs@tohmatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

IS 669126 / ISO 27001

BCMS 764479 / ISO 22301